平成２５年（フ）第２８４号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目17番９号　野中方
債務者　野中謙次郎
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
佐賀県佐賀市開成５丁目７番21号　パークハイツＡ201
債務者　大和　晴也
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
佐賀県鳥栖市幡崎町1000番地
債務者　石丸　博光
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
佐賀県鳥栖市原古賀町121番地１
債務者　平林　麻理
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
佐賀県佐賀市伊勢町８番７号　レオパレスホームランド205
債務者　諸江　麻美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2272番地18　コーポベルモント平Ｂ―202号
債務者　田中　延枝
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
広島県福山市神辺町字湯野1442番地38
債務者　藤岡　卓美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２０２号
広島県福山市神辺町字湯野1442番地38
債務者　藤岡美津枝
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６７０号
熊本市東区渡鹿８丁目８番30号　グランチェスタ101、前住所熊本市東区江津１丁目18番３号　江原荘
債務者　上村　拓磨
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
山口県下松市生野屋４丁目５番15号Ｈｅｉｇｈｔｓ紫陽花庵101号室、住民票上の住所山口県防府市大字田島322番地の７
債務者　尾羽根慶子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７１号
青森県五所川原市太田山の井280番地172
債務者　葛西　富雄
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻245番地　コーポサンパレス101
債務者　花田　京子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
青森県黒石市境松１丁目139番地　東洋荘３号
債務者　山田　泰子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１９２８号
愛知県豊明市新栄町７丁目29番地　ジュネス新栄Ⅱ103号
債務者　加藤ひろみ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１５号
名古屋市中区千代田４丁目17番８号　千代田ビル603号
債務者　水野　央恵
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０５３号
名古屋市東区泉２丁目16番６号　アウローラブルク201号
債務者　溝渕　貴子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
島根県益田市久城町936番地５、前住所長野県小諸市大字柏木273番地17
債務者　湊　　弘子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　松江地方裁判所益田支部